

SHKGoo1-1972

## 社会保障研究所の概要

1972年度

社会保障研究所

東京都千代田区霞が関3-3-4 (西100)  
(社会事業会館内)  
電話 03 (580) 2511~4

— もくじ —

- 設立の趣旨…1  
設立およびこれまでの経過…2  
機 構…7  
昭和47年度事業計画および予算…9  
昭和47年度研究プロジェクト…13  
刊 行 物…21  
昭和46年度事業日誌…26  
役員・顧問・参与・職員名簿…35  
社会保障研究所法…39

## 言文立の趣旨

わが国の社会保障制度は、近年かなりの発展をとげ、いわゆる国民皆保険および国民皆年金の体制も一応整いましたが、一歩その内容にたち入ってみると、いぜんとして各種の制度の間には著しいアンバランス感がみられるばかりでなく、経済の成長や地域開発の進展あるいは人口構造の変化などに対して、社会保障の分野においてもこれに対処すべき新しい課題がつきつぎと加わっております。社会保障の問題については、基礎的総合的な観点から抜本的に検討を加えなければならないといわれています。

しかしながら、これまでわが国の社会保障を基礎的総合的な立場から研究する組織的な体制にはほとんどみるべきものがなく、その立ちおくれが有識者から指摘されてきたのでありますて、すでに社会保障制度審議会においても 1962年「社会保障制度の総合調整に関する基本方針についての答申および社会保障制度の推進に関する勧告」において、この種の調査研究機関の設置を強く要請しておきました。

1965年1月、社会保障研究所はこのような事情のなかで、ひらく経済、財政、社会、人口問題、法制等の面から、社会保障全般についての基礎的総合的な調査研究を行なうことを目的とする特殊法人として設立されたのであります。

## 設立およびこれまでの経過

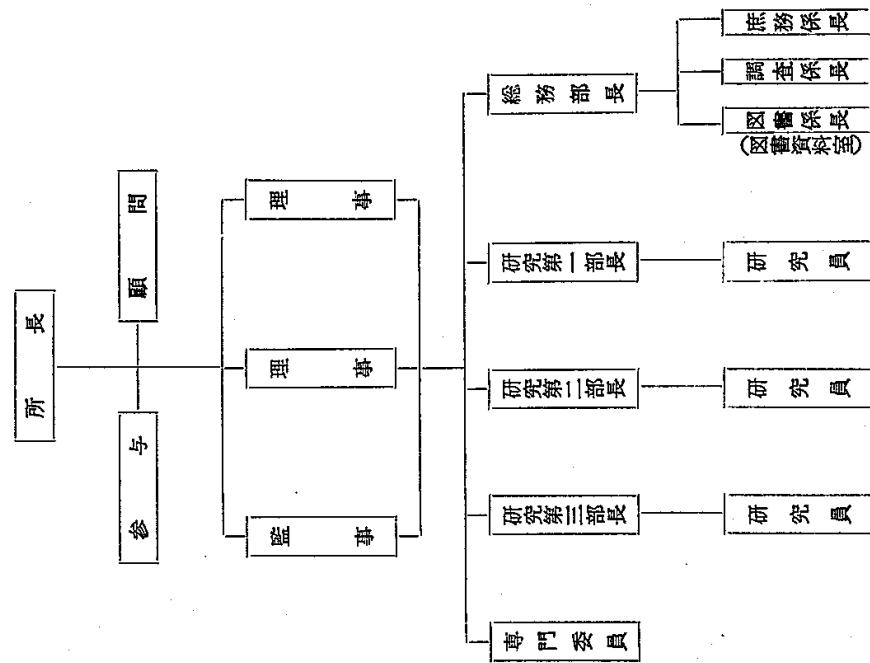
昭和39. 2. 18	社会保障研究所法案国会提出（付託）	
6. 26	法案成立	
7. 7	社会保障研究所法公布施行（法律第156号）	
11. 24	社会保障研究所長たるべき者として一橋大学教授山田雄三が大臣指名を受け、また設立委員として社会保障制度審議会会長内兵衛ほか7名が任命された。	
12. 17	社会保障研究所設立委員会を開催し、社会保障研究所定款等を決定した。	
12. 21	社会保障研究所監事たるべき者として慶應義塾大學教授寺尾琢磨が大臣指名を受けた。	
昭和40. 1. 11	社会保障研究所の認立登記を完了した。	
	社会保障研究所の役員として次の者が任命された。 (括弧内は現職)	
◎理事 塩野谷九十九（名古屋大学名誉教授）		
◎顧問 大内兵衛（東京大学名誉教授）		
東畑精一（東京大学名誉教授）	長沼弘毅 (国際ラジオ・テレビセンター会長)	
◎参与 馬場啓之助（一橋大学名誉教授）	福武一宣 (東京大学教授)	
	館 稔（前厚生省人口問題研究所所長）	
	加地夏雄（社会保障研究所設立準備事務局書記）	が任命された。
1. 12	社会保障研究所の開所式を行ない、業務を開始した。	
1. 26	合同研究会準備会としてヒヤリングが開始された。	
2. 1	社会保障研究所の開所披露式を開催（日黒迎賓館）	
3. 4	社会保障研究所常務理事として木村又雄（社会福利部長）	が任命された。

6. 1	社事業振興会常務理事）が発令された。	
	研究課題ごとに設けられた5つの部門別研究会と、政策研究を中心とした合同研究会が発足した。	
6. 25	「季刊社会保障研究」創刊号を発刊した。	
7. 26	シンポジウム「社会保障とは何ぞや」開催（7.26～27）	
11. 10	I S S A 文獻委員会が発足した。	
11. 15	第1回社会保障研究所基礎講座—社会開発セミナー—開催（日本製鉄業銀行）（11. 15～18）	
昭和41. 2. 11	社会保障研究所設立1周年記念講演会およびハイティー開催（帝國ホテル）講演内容「福祉開発の意義と条件」講演者蠣山政道	
4. 1	昭和41年度の新研究プロジェクトのもとに、部門別研究会を從来の5研究会から6研究会に、合同研究会を政策研究会に改め、トピックス的な問題を取り上げることとなった。	
5. 15	常務理事木村又雄の辞職が発令された。	
6. 2	常務理事として河角泰助（総理府社会保障制度審議会事務局長）が発令された。	
7. 8	第1回社会保障教室開講（7. 8～9. 22）	
7. 18	シンポジウム「社会保障の体系化」開催（7. 18～19）	
10. 12	第2回社会保障研究所基礎講座—社会開発セミナ—開催（都市センターハウス）（10. 12～15）	
昭和42. 3. 31	昭和41年度個人研究発表会の開催	
6. 27	昭和41年度公開研究発表会の開催	
9. 16	山田所長が各県の社会保障制度調査のため渡欧した。（9. 16～10. 16）	

10.30	第3回社会保障研究所基礎講座—社会開発と社会保障セミナー—開催(都市センター)(10.30~11.1)	10.27	第5回社会保障研究所基礎講座—地域開発と社会保障セミナー—開催(都道府県会館)(10.27~30)
11. 1	社会保障研究所顧問として今井一男(共済組合連盟会長)が発令された。	10.24	第2回公開研究座談会開催 テーマ「イギリス年金白書と新しい国際動向について」
2. 10	昭和43. 2. 1 「海外社会保障情報」創刊号を発刊した。 社会保障研究所創立3周年記念シンポジウムを開催(弘済会館) テーマ「社会保障と労働」「社会保障と経済」「社会保障の提出と給付」	昭和45. 2. 7	第3回社会保障研究所シンポジウムを開催(弘済会館) テーマ「社会保障における計画的視点」「医療保障の体系化」
3. 1	総務部長加地夏雄の辞職が発令された。	6. 2	第3回公開研究座談会開催 テーマ「新経済社会発展計画と社会保障」
3. 2	総務部長として木代一男(公害防止事業団総務部長)が発令された。	8.11	第4回公開研究座談会開催 テーマ「歐米諸国における公的扶助の動向」
3. 19	山田所長が日米文化教育事業委員会の日本側代表として渡米した。(3.19~25)	10.19	第6回社会保障研究所基礎講座—社会開発と社会保障セミナー—開催(都道府県会館)(10.19~22)
4. 14	平石研究员が欧米の社会保障研究のため渡米した。(4.14~5.24)	昭和46. 2. 8	第4回社会保障研究所シンポジウムを開催(弘済会館) テーマ「経済福祉と社会福祉」「社会福祉における公私問題」
5. 28	昭和43年度公開研究発表会の開催	6. 7	総務部長福田芳助の辞職が発令された。
10.28	第4回社会保障研究所基礎講座—地域開発と社会保障セミナー—開催(都市センター)(10.28~31)	6.25	第5回公開研究座談会開催 テーマ「コミュニティと社会福祉」
昭和44. 1. 11	山田所長および寺尾監事が再任された。	7. 1	総務部長として山崎晋(社会保険大学校教務課長)が発令された。
2. 7	第2回社会保障研究所シンポジウムを開催(弘済会館) テーマ「政治体制と社会保障」「法秩序における社会保障」「社会保険と社会サービス」	9. 7	第6回公開研究座談会開催 テーマ「西欧における社会保障の動向」
6. 3	昭和44年度公開研究発表会の開催	10.18	第7回社会保障研究所基礎講座—社会計画と社会保障セミナー—開催(都道府県会館)(10.18~10.21)
8.12	総務部長木代一男の辞職が発令され、新たに総務部長として福田芳助(総理府社会保障制度審議会事務局長)が発令された。	11. 1	常務理事河角泰助の辞職が発令された。
8.15	第1回公開研究座談会開催 テーマ「老後保障の方向をめぐって—英・米・デンマークにおける老人	11.15	常務理事として岡本和夫(総理府社会保障制度審

機 構

— 機 構 図 —



昭和47. 2. 7 講会事務局長)が発令された。  
第5回社会保険研究所シンポジウムを開催  
関東海県楽部) テーマ「経済情勢の変化と社会保  
障」「医療問題の論点」

役員等  
所長、理事、監事 本研究所の役員は、所長、理事および監事である。所長および監事は、厚生大臣が任命し、理事は厚生大臣の認可を受けて所長が任命する。

顧問 顧問は、所長の諮問に応じ、本研究所の業務の運営に関する重要事項を審議し、所長に意見を述べる。顧問は、厚生大臣の認可を受けて所長が委嘱する。

参与 参与は、所長の諮問に応じ、本研究所の業務の運営に関する事項を審議し、所長に意見を述べる。参与は学識経験を有する者の中から、厚生大臣の認可を受けて所長が委嘱する。

専門委員 専門委員は、所長の命を受けて調査研究の企画および調整に参画し、または専門的な調査研究を行なう。

研究員 それぞれ经济学、社会学、社会政策等の専門学者として、社会保障に関する制度、経済、社会等の面からの分析研究を行なう。

事務職員 研究所の庶務、人事、会計、会議等の事務を処理するとともに、図書資料の管理等を行なう。

## 昭和47年度事業計画および予算

### ○ 昭和47年度事業計画

社会保障研究所は、社会保障研究所法に規定する目的を達成するため、昭和47年度事業として次の事業を行なうが、研究事業費の総額は、17,505,000円であり、金額国庫補助金を予定している。

#### I 社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究

研究会別プロジェクトは次のとおりである。

##### 第I（経済分析）研究会

主任 江見康一（専門委員・一橋大学助教授）  
幹事 地主重美（研究第2部長）  
経済学の立場から、社会保障問題に関する経済理論的アプローチを検討し、その機能、効果などを理論的実証的に研究する。

##### 共同研究

(1) 年金水準と財政方式に関する経済的研究—経済成長下の年金モデル—

(2) 医療システムの有効性と効率性に関する経済的研究—最適基準からみた医療制度と医療保険制度—

##### 第II（統計調査）研究会

主任 小沼正（研究第1部長）  
幹事 菅原利満（研究員）  
部門別社会保障水準に関する統計的実証的研究を行なう

あるが、昨年度整理した社会保障関係基礎資料について、若干の推計をも加えて再編成を行なう。また、家計構造面よりの分析については、全国的あるいは地域的各種実態調査結果を活用して行なう。

##### 共同研究

(1) 部門別社会保障水準指標の作成

- (2) 家計構造に関する統計的研究—とくに社会保障費との関連について—

第III (社会分析) 研究会

主査 福武 直 (参与・東京大学教授)

幹事 三浦文夫 (研究第3部長)

社会学の立場から、広く社会保障の政策形成、計画、機能、組織、効果などの理論的実証的研究を行なう一方、社会計画策定のための基礎的研究を行なうこと目標とし、本年度は昨年度に引き続き、社会福祉のニード把握と計画を中心に行なう。

共同研究

- (1) 社会福祉計画の国際比較—先進諸国の社会福祉制度を中心にして—

- (2) 「多問題家族」の生活構造的特質に関する理論的実証的研究

第IV (経済・社会合同) 研究会

主査 武藤光朗 (専門委員・早稲田大学講師)

幹事 渡辺益男・都村敦子 (研究員)

経済学と社会学とのインターディシプリンアリーな傾向を研究する目的で、すでに発展とか福祉とかいう問題を討議してきたが、本年度は、R・M・ティマス「社会福祉と社会保障」(三浦・渡辺訳)を輪読する予定である。

第V (制度) 研究会

主査 中鉢正美 (慶應義塾大学教授)

幹事 保坂哲哉 (主任研究員)

社会保障の国際的動向と各制度の特質を明らかにするため、各国社会保障制度の比較研究と歴史的研究を行なう。

共同研究

- (1) 社会保障財政の社会的、経済的意義に関する国際比較研究

第VI (政策) 研究会

主査 小山路男 (専門委員・横浜市立大学教授)

幹事 平石長久 (主任研究員)

社会保障の各分野におけるトピックスを取り上げて、討論を行なう。また、昨年度に引き続き、政策判断の根拠について、効果および財源の検討をとくに配慮し、社会計画に利用可能な資料の整備を行なう。

II 社会保障に関する情報および資料の収集

- (1) 国内および海外における社会保障に関する文献、図書および資料等の収集
- (2) 海外に対する海外の図書、資料の紹介および情報の交換  
国連等を中心とする国際的な資料活動を引き続き実施する。

III 調査研究等の成果の普及

- (1) 季刊「社会保障研究」の発行
- (2) 「海外社会保障情報」の発行
- (3) 研究叢書、翻訳書、所報等の発行
- (4) 基礎講座、シンポジウム等の開催
- (5) その他成果の普及に必要な事業

# 昭和47年度研究プロジェクト

## ○ 昭和47年度収支予算

### 前 文

支 出 区 分	収 入		
	区分	予算額 円	予算額 円
研究所運営費	政府補助金	93,717,000	93,717,000
管理事務費	政府補助金	76,212,000	93,717,000
(人件費)		55,581,000	
職員給与		51,908,000	
非常勤給与		3,673,000	
(管理事務費)		17,924,000	
所交際費		13,806,000	
厚生費		186,000	
退職手当引当金		3,193,000	
(予備費)		739,000	
研究事業費		2,707,000	
(研究事業費)		2,707,000	
研究費		17,505,000	
(研究事業費)		17,505,000	
諸調査費		2,901,000	
旅費		1,279,000	
図書購入費		2,697,000	
研究費		7,591,000	
季刊誌刊行費		2,240,000	
海報刊行費		797,000	
計	計	93,717,000	93,717,000

われわれは、研究プロジェクトの実施にあたって毎年いくつかの基調テーマなるものを定め、各研究会ならびに個人研究の進め方に指針を与え、問題意識の統一をはかることにしてきた。昨年度の基調テーマは、第1に「社会計画の立場から社会保障の問題を把握すること」、第2に「社会保障水準指標を統計的に作成すること」、第3に「社会保障と私的保障との関係を究明すること」の三つであった。本年度もこれらの基調テーマを継承し、一層の展開を期する。

第1の基調テーマになる社会計画の解明については、これまで第1(経済分析)研究会でPPBS方式や費用・利益分析などの検討を行ない、第3(社会分析)研究会で地域開発計画のケース・スタディや社会福祉計画の国際比較などとり組んできたのであるが、今後なお研究の前途が望まれる。ただ当研究所の仕事としては、社会保障計画の立案そのものよりも、むしろそのための資料整備に力点をおくべきであろうし、また単にヴィジョンの想定よりも、むしろ目的と手段、予測と計画との連繋に関する方法論的思考を固めるべきであろう。

第2の基調テーマたる社会保障水準の統計的測定については、やはりこれまで第2(統計調査)研究会で部門別社会保障水準の資料整備を進めてきたし、第5(制度)研究会では専前の社会保障関係の統計収集を試みてきており、それらはそのまま本年度も続行するであろう。ただ本年度は別に研究員全員の共同作業として、昭和40年以降最近にいたるまでの日本の社会保障水準に関する統計諸表を集め、これに解説を加え、單行本として刊行する計画である。この單行本は、前記研究会での比較的詳細な資料検討の仕事とは異って、一般の読者のための啓

蒙的な解説書とする。

第3の基調テーマたる社会保障と私的保障との問題は、生産性に対する不安に對してどの程度個人なり民間なりの責任で保障が行なわれるか、どの程度社会化が進まられるかという問題を究明することに他ならないが、これまた第5研究会の戦前統計収集에서도とりあげられ、また幾つかの個人研究で医療・住宅・教育などに關してとりあげられているところであり、それはなべ統けて研究を要するであろう。また本年度の前記共同作業のかでも、たとえば企業福利とか社会消費とかについてこの方面的統計諸表をとりいれる必要があるであろう。

以上述べたように、基調テーマのあるものは本年度の共同作業の対象として研究の実施をはかることになるが、それと同時に前述したように、基調テーマはもともと各研究会や各個人研究の問題意識統一に資するためであることを付言しておくべきだ。

#### 第Ⅰ (経済分析) 研究会 研究会別プロジェクト

経済学の立場から、社会保障問題に関する経済理論的アプローチを検討し、その機能、効果などを理論的実証的に研究する。  
共同研究  
(1) 年金水準と財政方式に関する経済的研究—経済成長下の年金セグメント—  
所得保障について、昨年度は低所得層への逆所得税の導入を中心として研究を行なったが、公的年金制度のあり方を、主として経済学的視点から検討する。とくに動態的な経済成長過程における適正年金水準の決定方式ならびに有

効的な年金財政方式を解明するためにいくつかの代替案を検討しその実現可能性と、経済的な諸効果について研究する。あわせて、各国の主要な年金制度について、経済的視点から比較検討する。

#### (2) 医療システムの有効性と効率性に関する経済学的研究

##### —最適基準からみた医療制度と医療保険制度—

昨年度は、社会资本研究の一環として、ストックとしての医療施設について研究を行なったが、本年度は、広く医療の需給システムを対象として、福祉的觀点からみた有効性と医療サービス需給の効率性を問題にする。このさい、医療保険制度と医療制度を一歩きりはなし、それをじついて、医療ニードの充足と国民の健康維持にとって最適な制度は何かを理論的に明らかにしたうえで、現実の医療システムを改善する方法についても検討する。

#### 個人研究

- (1) 所得分布の経済理論モデルと、その実証的研究 (地主)
- (2) 医療資源の有效配分についての研究 (都村)
- (3) 社会的消費の一部としての保健費の国際比較的研究 (城戸)

#### 第Ⅱ (統計調査) 研究会 部門別社会保障水準に関する統計的・実証的研究を行なうの

あるが、昨年度整理した社会保障関係基礎資料について、若干の推計をも加えて再編成を行なう。また、家計構造よりの分析については、全国的あるいは地域的各種実態調査結果を活用して行なう。

#### 共同研究

- (1) 部門別社会保障水準指標の作成

社会保障水準を測定するための統計的指標体系を確立し  
わが国社会保障の充実状況を把握する。いわば社会保障  
効果測定のための基礎資料を作成する。昨年度はまづ手始めとして、年金、医療、公的扶助、社会福祉、児童福祉などの別に、その存在する年齢階級別および所得階級別統計を収集することに重点をおいた。本年度はこのようにして収集した年齢階級別および所得階級別統計について、若干の推計を加えながら、統一的に整理するとともに、進んでその測定の尺度としての社会的ニードおよびその測定方法などについても考究を進めることとする。

#### (2) 家計構造に関する統計的研究—とくに社会保障費との関連について—

家計費を中心とした生活実態を分析し、その社会的ニードを把握するために、児童扶養費、老齢者生活費などについて、年来、小地域の実態調査を実施してきた。そのうち児童扶養費については一昨年の『家族周期と児童扶養費』、昨年の『家族周期と家計構造』の刊行をみた。また、老齢者生活費については、一昨年掛川市において「老齢者生活実態調査」を実施し、現在その調査結果の解説の途上にある。本年度は、上記実態調査の結果について引続いて収入構造、世帯構成その他の観点から解析を進めていくと同時に、児童、老齢者などのニード把握の観点から、地域的視野を拡げて、全国的規模における実証的研究を進めること。場合総理府統計局による昭和44年度全国消費実態調査など、各種の全国あるいは地域の各種実態調査結果を活用することとする。

#### 個人研究

- (1) 貧困水準に関する研究—貧困指標設定に関する諸問題
- (2) 「多問題家族」の生活構造的特質に関する理論的

(小括)

- (2) 生活指標と社会保障水準（曾原）
- (3) 社会保障と住宅問題—大都市底所得階層における家計と住居費（大本）

#### 第三 (社会分析) 研究会

社会学の立場から、広く社会保障の政策形成、計画、機能、組織、効果などの理論的実証的研究を行なう一方、社会計画策定のための基礎的研究を行なうことを目指とし、本年度は昨年度に引き続き、社会福祉のニード把握と計画を中心とした研究を進める。

#### 共同研究

- (1) 社会福祉計画の国際比較—先進諸国の社会福祉制度を中心にして—  
社会福祉の計画を考える場合に海外の動向を知ることが必要があるが、従来、それらについて、断片的部分的紹介はあったが、社会福祉計画策定に利用できるほど整備されたとはいえない。このため前年度は、国連、国際社会福祉会議など国際機関の文献収集や若干の国の社会福祉の動向についてのヒヤリングによって予備的研究を行なってきたが、本年度はさらにこれらを本格化し、具体的な研究に発展させていく。研究は、イギリス、フランス、西ドイツ、アメリカなどの特定国を具体的に選び、社会福祉の施設・要領・組織・財政などを文献・統計にもとづいて把え、それぞれの国社会福祉の制度的特質と最近の動向を明らかにし、社会福祉計画策定の基礎的資料を得ることにする。
- (2) 「多問題家族」の生活構造的特質に関する理論的実証的研究

社会福祉分野において、複雑な問題をもちながらも既存

の施設・サービス等では容易に問題の解決が図ることのできないケースを「多問題家族」と称しているが、わが国においてはこれらのケースについての研究、対策はいちらしく立ちあがれている。前年度はそれまでの生活構造論研究の成果の上に立って、「多問題家族」についての作業枠組を設け、大都市周辺地域において事例の収集と分析を行なった。本年度はこの作業をさらに進め、地方都市の事例を集めると共に、これらの調査にもとづいて「多問題家族」の類型化とその生活構造的特質を解明し、「多問題家族」のための社会福祉施設の基本的考え方を考究する。

#### 個人研究

- (1) 社会計画と老人対策の研究—都市老人の国際比較(三浦)
- (2) 社会福祉における「対象者」と援助過程に関する理論的研究(波辺)
- (3) 社会計画と生活構造論—老人問題の対象把握についての計量社会学的分析(高橋)

#### 第IV(経済・社会合同)研究会

経済学と社会学とのインターディシプリンアリーな領域を研究する目的で、すでに発展とか福祉とかいう問題を討議してきたが、本年度は、R・M・ティトマス『社会福祉と社会保障』(三浦・波辺訳)を輪読する予定である。

#### 第V(制度)研究会

社会保障の国際的動向と各制度の特質を明らかにするため、各国社会保障制度の比較研究と歴史的研究を行なう。

#### 共同研究

- (1) 社会保障財政の社会的、経済的意義に関する国際比較研

#### 究

西欧諸国においては、近年社会保障体系内部における給付・負担条件の不均衡と不統一、財政状態の相違の調整が重要な課題となっている。この場合、社会保障を変動する現代経済社会の条件と要求にもつともよく適合させるよう、社会保障制度の改革と内部的調整を実行することが要請されている。これらの諸問題は、社会保障財政をめぐる動きの中に集約的現われており、各国では中期プランニングはじめさまざまなアプローチが行なわれている。この研究では、前年度までに行なわれた社会保障動向についての一般的展望と特定国についての個別的研究の成果を基礎としながら、西欧主要諸国の社会保障財政制度の特質と財政動向についての実証的研究を進め、各国における種々のアプローチの有効性を比較検討することを目指す。前年度においては基盤資料の収集とヒアリングを中心としたが、本年度においては、研究の重点を年金、疾病、家族給付部門の財政取扱いに関する各国の考え方とその変化を明らかにすることにおく。

- (2) 日本における戰前の社会保障関係費に関する研究  
わが国の社会保障関係諸制度の発展過程を明治期にまでさかのぼって示す統計的資料がほとんどないため、その不備を補い、戰前の社会保障関係諸制度に関する統計を整備することがこの研究の目的である。過去2年間にわたって中央政府社会支出、地方政府(東京)社会支出、民間共済組合、民間社会事業について、統計系列の作成の可能性と方法を検討してきた。本年度においては、上記4分野における研究結果のとりまとめをめざし、時点を限定して実際統計系列を作成するとともに、地方財政全般の社会支出

# 刊行物

についても中央財政となんらかの形で接合しうる統計系列を作成する。

## 個人研究

- (1) 西ドイツ社会保障の改革と発展に関する実証的研究（坂）
- (2) 各国社会保障制度の類型的研究（平石）
- (3) イギリス社会保障制度の歴史的研究（山崎）

第VI(政策)研究会  
社会保障の各分野におけるトピックスを取り上げて、討論を行なう。また、昨年度に引き続き、政策判断の根拠について、効果および財源の検討をとくに配慮し、社会計画に利用可能な資料の整備を行なう。

## 機関誌

### 1 季刊社会保障研究

この機関誌は、狭く社会保障に限らず、社会開発とか福祉国家とかに關する論文もとりあげ、執筆陣も研究員のほかに廣く学界その他の参加を求めて、やや水準の高い学術雑誌であることを期待し、特集号を含めて年5回発行している。

### 2 海外社会保障情報

この情報報は、海外における社会保障制度の動向および学術的な調査研究を迅速かつ的確に収録し、年4回刊行している。

## 翻訳シリーズ

調査研究等の成果の一環として関係文献の翻訳を行なっている。既刊は次のとおりである。

- 1 ILO編『世界各国における社会保障の費用（1958～1960）』
- 2 アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保障制度（1964）』
- 3 R. M. ティトマス著『福祉国家の理想と現実』（谷訳）
- 4 M. S. ボードン著『社会保障の経済分析』（地主・向井訳）
- 5 アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保障制度（1961～1963）』
- 6 ILO編『世界各国における社会保障の費用（1961～1963）』
- 7 ベザリシ報告『社会保険および関連サービス』（山田他訳）
- 8 アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保障制度（1964）』

- 障制度（1969）』（平石、保坂、山崎訳）
- 9 R. M. ティトマス著『社会保障と社会福祉』  
（三浦・渡辺訳）
- 10 『ILO・社会保障への途』（塩野谷・平石・  
高橋訳著）
- 研究シリーズ**
- 研究員および専門委員等の調査研究の成果を収書  
にし、広く発表している。既刊は次のとおりである。
- 1 『社会保障研究序説』（山田著）
  - 2 『インド社会保険の史的考察』（平石著）
  - 3 『家族開拓と児童養育費』—児童養育費調査報  
告書（中鉢編）
  - 4 『家族開拓と家計構造』（中鉢編）
  - 5 『経済発展と福祉社会』（小山・藤沢他著）
- 未定稿の中間報告、議事録および文献解説などを  
取り扱う。既刊は次のとおりである。
- No. 6501 文献解説「社会計画の方法論に関する  
基礎問題」
- No. 6502 議事録「シンボシウム『社会保障とは何  
ぞや』（その1）」
- No. 6503 議事録「シンボシウム『社会保障とは何  
ぞや』（その2）」
- No. 6504 中間報告「国民所得における社会保障費  
の統計的研究」
- No. 6505 文献解説「社会指標と経済指標の相關」
- No. 6506 議事録「シンボシウム『社会保障とは何  
ぞや』（その3）」
- 所内研究資料**

- No. 6601 個人研究中間報告「日本における地域別  
統計による経済的要因と社会的要因との相  
関について」
- No. 6602 文献解説「経済発展における所得の地域  
格差」
- No. 6603 議事録「児童手当制度について、経済計  
画における社会保障」
- No. 6604 文献解説「生活水準指数」
- No. 6605 議事録「社会保障の体系化」
- No. 6606 翻訳「ドイツ連邦共和国の社会保障—  
社会実態調査—」
- No. 6701 中間報告「年金積立金運用の原理と運用  
方法」
- No. 6702 中間報告「わが国の生活水準指数—国連  
方式による試算 大正14年～昭和40年—」
- No. 6703 個人報告「山田遊歴報告」
- No. 6704 中間報告「近郊都市の老人をめぐる社会  
的関係網」
- No. 6705 議事録「医療保険と医療保障—改革試案  
の内容について—」
- No. 6801 「日本の社会保障」
- No. 6802 中間報告「アメリカの社会保障」
- No. 6803 中間報告「アメリカにおける老人対策の  
展開(1959～1963)－アメリカ上院老人問題  
特別委員会報告を中心にして」
- No. 6804 「新聞論調よりみた社会保障の展開とマ

- ス・コミの機能」  
No.6805 「高齢者就労の実態と問題点」  
No.6806 翻訳「国民老齢退職年金と社会保険」

1 図書目録 (1966年, 1968年, 1971年)  
2 Social Security in Japan (1967)

そ の 他

- No.6901 中間報告「社会資本の経済分析」  
No.6902 中間報告「医療サービスの経済分析」  
No.6903 中間報告「医療保障と所得再分配—実証  
と分析—」  
No.6904 「貧困測定のための基礎資料」  
No.6905 「高齢者世帯における生計費に関する研  
究資料」
- No.7001 文献解説「ラッセル・サーチ・ファウン  
デーション刊 社会変化の諸指標」  
No.7002 中間報告「年金給付水準の国際比較」  
No.7003 「社会福祉、社会保障関係目録（論文の  
部）—社会出版社を中心に(1960～1970)ー」
- No.7101 中間報告「負の所得税に関する研究」  
No.7102 文献解説「社会経済的ディベロメント  
の内容測定」  
No.7103 文献解説「西ドイツ中期社会予算と社会  
保険論の一系譜」  
No.7104 中間報告「国連『国民樹立統計』による  
社会的消費の国際比較的研究」

單 行 本

- 1 「戦後の社会保障（本論）」  
2 「戦後の社会保障（資料）」

## 昭和46年度事業日誌

- 昭和46. 4. 13 第 5 研究会（第1回）報告内容「職前社会安全保障統計の蒐集推計作業」報告者：主任研究員 保坂哲  
4. 15 第 6 研究会（第1回）報告内容「高齢労働者の就労問題」報告者：労働科学研究所研究員 下山房雄  
〃 第 4 研究会（第1回）報告内容「公的扶助における施設をめぐって」報告者：研究第1部長 小沼正  
4. 22 第 1 研究会（第1回）報告内容「所得保障プロジエクトの検討」報告者：研究第2部長 地主重美  
〃 第67回定期例員会「事業実施状況について、その他」  
4. 27 第 3 研究会（第1回）報告内容「多問題家族研究について」報告者：研究第3部長 三浦文夫  
第 2 研究会（第1回）報告内容「社会安全保障水準指標の検討」報告者：専門委員 安川正彬  
5. 13 第 4 研究会（第2回）報告内容「第4研究会の焦点をさぐる—ローリック編著の論説にそなえて」  
報告者：所長 山田雄三  
〃 第 5 研究会（第2回）報告内容「東京府(市)財政の制度と統計」報告者：横浜市立大学助教授 大川武  
5. 25 第 2 研究会（第2回）報告内容「(1)統計データを用いた将来予測の一、二例一主として仮病について」報告者：厚生省統計調査官 前田正久 「(2)プロジェクトに関する討議」  
第 6 研究会（第2回）報告内容「国民健康保険の諸問題について」報告者：専門委員 小山裕男  
5. 27 第 1 研究会（第2回）報告内容「経済成長と社会資本」報告者：一橋大学講師 鈴村與太郎

5. 27 第68回定期例員会「昭和45年度決算について、事業実施状況について、その他」  
6. 3 第 3 研究会（第2回）報告内容「多問題家族の研究系譜」報告者：日本社会事業大学教授 小松原助  
6. 8 第 2 研究会（第3回）討議内容「社会保障水準指標のための基礎資料について」司会：研究第1部長 小沼正  
6. 17 第 4 研究会（第3回）報告内容「ローリックの『社会経済学の挑戦』について紹介」報告者：研究第2部長 地主重美  
6. 22 第 6 研究会（第3回）報告内容「労働保険徴収一元化について」報告者：労働省大臣官房総務課  
大森章吾  
海外社会安全保障情報編集委員会  
6. 24 第 1 研究会（第3回）報告内容「負の所得税理論の展開」報告者：国立国会図書館 中桐宏文  
〃 第69回定期例員会「事業実施状況について、その他」  
他  
6. 25 第 5 回公開研究座談会 テーマ「コミュニケーションと社会福祉」レポート：専門委員 松原治郎、研究第3部長 三浦文夫、コメント：全国社会福祉協議会前田大作、国立公衆衛生院 前田信雄（協和銀行赤坂支店会議室）  
6. 29 第 5 研究会（第3回）報告内容「歴前の民間共生組合」報告者：慶應大学助教授 藤沢益夫  
7. 1 第 3 研究会（第3回）報告内容「わが国における多問題家族研究の経験—狹谷区、目黒区における調査を中心として—」報告者：日本社会事業大学教授

7. 5	小松源助、明治学院大学助教授 高野史郎 平恒次イリノイ大学教授来所、山田所長、三浦研究第3部 研究第1部長、地主研究第2部長、三浦研究第3部 長および保坂主任研究員と懇談	Husby Ralph イリノイ大学助教授来所、山田所長 地主研究第1部長および保坂主任研究員と懇談
7.13	第2研究会（第4回）報告内容「社会保障水準 指標のための基礎資料について一年金その他について—」司会：研究第1部長 小沼 正 シェイムス・中村コロンビア大学教授来所、山田 所長、保坂主任研究員および城戸研究員と懇談	第6回公開研究座談会 テーマ「西欧における社 会保障の動向」レポート：健康保険組合連合会 上村政彦、主任研究員 保坂哲哉、コメント：専門 委員高橋 武、慶應大学助教授 藤沢益夫、司会 所長 山田雄三（協和銀行赤坂支店会議室）
7.14	第2研究会（第5回）報告内容「掛川市の高齢 者世帯世話調査における世帯について」報告者：専 門委員 素岡清美	特別研究会 報告内容「ILOの直面している諸 問題」報告者：ILO社会保障部 橋口富男 第2研究会（第6回）報告内容「社会保障水準 指標のための基礎資料について一年金その他につい て」司会：研究第1部長 小沼 正
7.20	第70回定期例役員会 「事業実施状況について、そ の他」	第5研究会（第5回）報告内容「戦前中央財政 社会支出の推計」報告者：主任研究員 保坂哲哉 第71回定期例役員会 「事業実施状況について、そ の他」
7.22	第1研究会（第4回）報告内容「社会資本と生産 性効果・福祉効果」報告者：専門委員 小野 旭 I S S A文獻委員会	第4研究会（第5回）報告内容「国民の健康改善 …ローリック編著 1970年代の社会経済学」報告 者：主任研究員 保坂哲哉
7.27	第6研究会（第4回）報告内容「老人対策について」報告者：厚生省社会局老人福祉課長 山口新一郎	第3研究会（第5回）報告内容「『生活構造論』 の展開過程—多問題家族調査の理論枠設定のために —」報告者：研究員 渡辺益男 第6研究会（第5回）報告内容「日本改正につ いて」報告者：専門委員 小山路男
7.29	第4研究会（第4回）報告内容「経済政策の目 的と問題領域（Lampman著）をめぐって」報告者 ：研究員 高橋敏士	海外社会保険情報編集委員会
7.31	第5研究会（第4回）報告内容「経済成長と社会 保障の国際比較」報告者：専門委員 小山路男 第3研究会（第4回）報告内容「社会福祉の国 際比較—I C S Wの最近の動向—」報告者：全国社 会福祉協議会 前田大作	第6研究会（第6回）報告内容「昭和47年厚生 省予算について」報告者：厚生省大臣官房会計課 下村 健

10. 7 I S S A 文部委員会 第2研究会（第7回） 報告内容「家計費について」  
10. 12 同上 報告内容「各種世帯間の生活水準を同等ならしめる問題その他」 報告者：研究第1部長 小沼 正  
10. 14 第4研究会（第6回） 報告者：研究第1部長 小沼 正  
grum 「経済的なマンパワー政策の展望」について  
報告者：研究員 渡辺益男  
// 第5研究会（第6回） 報告内容「イギリスの年金制度—最近の動向」 報告者：日本国体生命  
村上 潤  
印度政府N. S. バクシ氏来所、山田所長、保坂  
主任研究員と懇談  
10. 18 第7回社会保障研究所基礎講座—社会計画と社会  
保障セミナー—開催（都道府県会館）（10.18～21）  
ナイジリア政府 オニカリ氏来所、山田所長と  
懇談  
10. 19 イギリス マンチェスター大学 李潤求氏来所、  
社会保障の研究のため12月22日まで滞在  
10. 20 第1研究会（第5回） 報告内容「逆所得税をと  
くる最近の諸研究」 報告者：研究第2部長 地主重美  
// 第72回定期例役員会開催  
オランダ・アンティルス商務省 H. テネルト、  
P.A. フアン・ヒューリック氏来所、山田所長、保  
坂主任研究員と懇談  
11. 9 第2研究会（第8回） 報告内容「社会保障水準  
指標のための基礎資料について」 報告者：社会保険  
庁数理室長 谷口泰範、健保組合連合会 石本  
忠義

11. 11 第4研究会（第7回） 報告内容「Fvelin M.  
Burns『The American System of Social Security』  
について」 報告者：研究員 山崎泰彦  
11. 16 第3研究会（第6回） 報告内容「スマソン病患者  
と家族生活」 報告者：東京大学助教授 関田恭一  
// 第6研究会（第7回） 報告内容「公衆衛生学会  
総会の報告」 報告者：専門委員 倭本正己  
11. 25 第1研究会（第6回） 報告内容「逆所得税の理  
論的分析」 報告者：一橋大学 今泉圭久  
// 第2研究会（第9回） 報告内容「社会保障水準  
指標のための基礎資料について一年金その他につい  
て」 報告者：厚生省年金局 田村正雄、厚生省社  
会局 小林迪夫、同 藤井 康  
11. 25 第73回定期例役員会開催  
韓国 延世大学校教授 朴元善氏来所、山田所長、  
保坂主任研究員と懇談  
11. 26 第5研究会（第7回） 報告内容「戦前の社会事  
業統計—厚生省社会局の活動を中心として—」 報告  
者：厚生省社会局 小林迪夫  
11. 30 第2研究会（第10回） 報告内容「老齢者の経済  
類型別収入と生活費」 報告者：お茶の水女子大学助  
教授 伊藤秋子、山脇学園短期大学 杉原由機、  
お茶の水女子大学 佐々木淑恵、同 馬場紀子  
12. 6 第9回顧問会、第74回役員会、大内基金委員会開  
催（福田家）  
12. 7 第6研究会（第8回） 報告内容「ヨーロッパの  
医療保険制度」 報告者：専門委員 小山路男  
// 海外社会保障情報編集委員会

12. 9 第3研究会（第7回） 報告内容「イギリスにおける社会福祉の動向—未婚の母親問題を中心にして」 報告者：立正女子短期大学講師 日下部禮代子
12. 16 第4研究会（第8回） 報告内容「Herman M. Somers『Delivery of Health Care』について」 報告者：研究員 都村敏子
12. 21 第5研究会（第8回） 報告内容「An Asian's View on the British National Health Service」 報告者：イギリス マンチエスター大学 李潤求
12. 23 第1研究会（第8回） 報告内容「福祉社会と社会資本」 報告者：専門委員 江見康一  
『 第3研究会（第8回） 報告内容「イギリスにおける社会福祉の動向—シーボーム委員会報告をめぐって—」 報告者：明治学院大学助教授 三和 治  
昭和47. 1. 17 第5研究会（第9回） 報告内容「西ドイツ社会保障の今後の動向」 報告者：健康保険組合連合会 石本忠義
1. 18 第4研究会（第9回） 報告内容「H. Somers, H. Ennerts, W. Kissich, N. Cruijshank」 報告者：研究員 都村敏子
1. 27 第75回定期例会員会「[1]47年度研究プロジェクト (2) 事業の実施状況について (3) 47年度予算について」
2. 1 第1研究会（第8回） 報告内容「負の所得税理論」 報告者：成蹊大学助教授 田中一行
2. 3 第2研究会（第11回） 報告内容「地方小都市に

- おける老齢者世帯の家計—家計調査（掛川市）結果の概要報告—」 報告者：研究員 曽原利満  
第5回社会保障研究シンポジウム テーマ(1)「経済情勢の変化と社会保障」 レポート：慶應義塾大学 教授 加藤 寛, コメント：専門委員 江見康一, 専門委員 大熊一郎, 東京大学助教授 富永健一, 司会：監事 寺尾琢磨, テーマ(2)「医療問題の論点」 レポート：研究第2部長 地主重美, コメント：社会保険審査会委員 大村潤四郎, 上智大学教授 筏山 京, 専門委員 小山路男 関西医科大学教授 東田敏夫, 国立公衆衛生院 前田信雄, 司会：所長 山田雄三 (慶ヶ関東海俱楽部会議室)
2. 7 第3研究会（第9回） 報告内容「多問題家族について」 報告者：日本女子大学教授 松本武子  
特別研究会 報告内容「労務管理と社会保障」 報告者：法政大学教授 白井泰四郎
2. 8 第4研究会（第10回） 報告内容「Somers論文『米国の医療』とわが国の医療」 報告者：研究員 都村敏子
2. 24 第1研究会（第9回） 報告内容「経済成長と社会資本」 報告者：一橋大学講師 鈴村興太郎  
〃 第76回定期例会員会「事業の実施状況についてほか」
2. 29 第5研究会（第10回） 報告内容「西ドイツとフランスにおける社会保障の争点」 報告者：主任研究員 保坂哲哉
- 〃 第6研究会（第9回） 報告内容「昭和47年度厚生省予算について」 報告者：厚生省大臣官房会計課

## 役員・顧問・参与・職員名簿

- 朝本信明  
2.29 ISSA文部委員会 第1研究会（第10回） 報告内容「社会資本の推計」報告者：厚生省社会局 斎藤正明
3. 9 第4研究会（第11回） 報告内容「Levitan "Manpower Programs Under New Management"について」報告者：研究员 大本圭野
- 3.16 第5研究会（第11回） 報告内容「戦前の地方財政（東京）における社会支出」報告者：横浜市立大学助教授 大川 武子
- 3.21 第2研究会（第12回） 報告内容「掛川、高齢者の栄養状態」報告者：中京女子大学教授 磯部しづ子
- 3.23 // 第77回定期役員会「事業の実施状況について、ほか」
- 3.29 第3研究会（第10回） 報告内容「貧困階層と生活構造」報告者：中央大学教授 江口英一
- 3.30 第6研究会（第10回） 報告内容「年金とストレードについて」報告者：厚生省年金局数理課長 邦夫
- // 海外社会保障情報編集委員会

<昭和47年4月1日現在>

## ★ 役員

## ★ 研究所員

所長 事務官 岡山 田本 雄  
 理事(非常勤) 塩野 谷九十九  
 事務監理(非常勤) 寺尾 瑠磨

(常勤職員)  
研究部

正美夫	哉久男	満子	之子	野彦士	り晋茂之雄	熏進子
重文哲	益利敦啓	圭	琴絃みどり	廣裕英	昭郷美智代	
沼主	浦坂石辺	原村	小地	平渡會都	長谷川戸	木井島井柳
三保	長城	大山高濱	平地	長崎水崎	本崎橋	黒
平渡	大山高濱	山萩	三保	長崎原野	木井唐村	鹿石
會都	山萩	小唐村	平渡	原野木井	島井柳	

名古屋大学名譽教授  
 慶應義塾大學名譽教授

顧問・参与  
 大内 兵衛  
 東京大学名譽教授  
 顧問・参与  
 大東 長一  
 東京大学名譽教授  
 顧問・参与  
 今井 兵吉  
 國際ラジオ・テレビセンター会長  
 顧問・参与  
 今馬 勝  
 共済組合連盟会長  
 顧問・参与  
 武福 助  
 一橋大学名譽教授  
 参考  
 東京大学教授

(順不同)

研究員	研究員	研究員	研究員
"	"	"	"
"	"	"	"
"	"	"	"
"	"	"	"
"	"	"	"
"	"	"	"
"	"	"	"

長	長	長	長
務	務	務	務
調査	調査	調査	調査
書	書	書	書

(非常勤職員)  
専門委員

武 光正一 正路 正和 滑 康治  
中 藤 鈴 熊 本 山 橋 川 井 囗 見 原 野  
矢 小 高 安 青 深 江 松 小

社会保障研究所

昭和39年7月7日法律第156号  
改正昭和45年6月1日法律第111号

目 次

第 1 章 総 則 (第 1 条—第 7 条)  
第 2 章 貞 母 等 (第 8 条—第 16 条)  
業 務 (第 17 条・第 18 条)  
第 3 章 財 物 及 び 会 計 (第 19 条—第 26 条)  
監 督 (第 27 条・第 28 条)  
第 4 章 雜 則 (第 29 条・第 30 条)  
第 5 章 則 (第 31 条—第 35 条)  
第 6 章 附

## 第 1 章 総 則

### (目的)

1 条 社会保障研究所は、社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行ない、及びその成果を普及し、もって国民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

### (法人格)

2 条 社会保障研究所（以下「研究所」という。）は、法人とする。

### (事務所)

3 条 研究所の事務所は、東京都に置く。

### (定款)

4 条 研究所は、定款をもって次の事項を規定しなければならない。

#### (1) 目的

#### (2) 名称

#### (3) 事務所の所在地

#### (4) 役員に関する事項

#### (5) 業務及びその執行に関する事項

#### (6) 資産に関する事項

#### (7) 会計に関する事項

#### (8) 定款の変更に関する事項

定款の変更（厚生省令で定める事項に係るものを除く。）は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 研究所は、前項の厚生省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、速帶なく、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

### (登記)

5 条 研究所は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に对抗することができない。

#### (名称の使用制限)

第6条 研究所でない者は、社会保障研究所という名称を用いてはならない。

#### (民法の適用)

第7条 民法(明治29年法律第89号)第44条「法人の不法行為能力」及び第50条「法人の住所」の規定は、研究所に準用する。

## 第2章 役員等

#### (役員)

第8条 研究所に、役員として、所長1人、理事2人及び監事1人を置く。

#### (役員の職務及び権限)

第9条 所長は、研究所を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、所長を補佐して研究所の業務を掌理し、所長に事故があるときはその職務を代理し、所長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、研究所の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、所長又は厚生大臣に意見を提出することができる。

#### (役員の任命)

第10条 所長及び監事は、厚生大臣が任命する。

2 監事は、厚生大臣の認可を受けて、所長が任命する。

#### (役員の任期)

第11条 所長及び理事の任期は、4年とし、監事の任期は、2年とする。

2 役員は、再任されることがある。

#### (役員の欠格条項)

第12条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

(1) 国務大臣、国會議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団

#### 体の長

(2) 政府又は地方公共団体の職員(教育公務員で政令で定める者及び非常勤の者を除く。)

#### (役員の解任)

第13条 厚生大臣又は所長は、それぞれの任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 厚生大臣又は所長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適ないと認めるときは、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

3 所長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

#### (役員の兼職禁止)

第14条 役員は、當利を目的とする団体の役員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない。ただし、厚生大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

#### (代表権の制限)

第15条 研究所と所長との利益が相反する事項については、所長は、代表権を有しない。この場合には、監事が研究所を代表する。

#### (職員の任命)

第16条 研究所の職員は、所長が任命する。

## 第3章 業務

#### (業務)

第17条 研究所は、第1条〔目的〕の目的を達成するため、次の業務を行なう。

(1) 社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行なうこと。

- (2) 社会保障に関する情報及び資料を収集すること。  
(3) 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。  
(4) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な業務

2 研究所は、前項第4号に掲げる業務を行なおうとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。  
第18条 研究所は、委託に基づいて前条第1項各号に掲げる業務を行なうことができる。この場合においては、あらかじめ厚生大臣の認可を受けなければならない。

#### 第4章 財務及び会計

##### (事業年度)

第19条 研究所の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

##### (予算等の認可)

第20条 研究所は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

##### (財務諸表)

第21条 研究所は、毎事業年度、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後2月以内に厚生大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 研究所は、前項の規定により財務諸表を厚生大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

##### (利益及び損失の処理)

第22条 研究所は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度

から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

3 研究所は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理しなければならない。

##### (借入金)

第23条 研究所は、厚生大臣の認可を受けて、一時借入金をすることができる。

2 前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。

##### (余裕金の運用)

第24条 研究所は、業務上の余裕金については、銀行への預金又は郵便貯金にするほか、これを他に運用してはならない。

##### (給与及び退職手当の支給の基準)

第25条 研究所は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、厚生大臣の承認を受ければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

##### (厚生省令への委任)

第26条 この法律に規定するもののほか、研究所の財務及び会計に関する必要な事項は、厚生省令で定める。

##### (監督)

第27条 研究所は、厚生大臣が監督する。  
2 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に對して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

##### (報告及び検査)

第28条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは

は、研究所に対して報告を求め、又はその職員に研究所の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

## 第6章 総 则

### (解散)

第29条 研究所の解散については、別に法律で定める。

### (協議)

第30条 厚生大臣は、次の場合には、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

(1) 第4条第2項(定款の変更の認可)、第17条第2項(業務の認可)、第20条(予算等の認可)又は第23条第1項(一時借入金の認可)の規定による認可をしようとするとき。

(2) 第21条第1項(財務諸表の承認)又は第25条(給与及び退職手当の支給の基準の承認)の規定による承認をしようとするとき。

(3) 第26条(財務及び会計に関する事項の省令委任)の厚生省令を定めようとするとき。

2 厚生大臣は、第20条(予算等の認可)の認可をしようとする場合において、必要があると認めるときは、関係行政機関の長の意見を聞くものとする。

## 第7章 罰 则

### (罰則)

第31条 研究所の役員又は職員が、その職務に関して、わいいろを受取し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、3年以下の懲役に処する。

る。よって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、5年以下の懲役に処する。

2 研究所の役員又は職員であった者が、その在職中に請託を受けた職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったことに關し、わいいろを受取し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、3年以下の懲役に処する。

3 犯人の收受したわいいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第32条 前条第1項又は第2項に規定する者に対する罰金は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第33条 第28条第1項〔報告及び検査〕の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは延滞した場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、3万円以下の罰金に処する。

第34条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、3万円以下の過料に処する。

(1) この法律により厚生大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

(2) 第4条第3項〔定期変更の届出〕の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(3) 第5条第1項〔登記〕の規定による仮令に違反して登記することを怠ったとき。

(4) 第24条〔余裕金の運用〕の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

(5) 第27条第2項〔監督命令〕の規定による厚生大臣の命令に違反したとき。

第35条 第6条〔名称の使用制限〕の規定に違反して社会保障研究所とい

う名称を用いた者は、1万円以下の過料に処する。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。  
(研究所の設立)

第2条 厚生大臣は、研究所の所長又は監事となるべき者を指名する。  
2 前項の規定により指名され所長又は監事となるべき者は、研究所の成立の時において、この法律の規定によりそれ所長又は監事に任命されたものとする。

第3条 厚生大臣は、設立委員を命じて、研究所の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、定数を作成して、厚生大臣の認可を受けなければならぬ。

3 厚生大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ大臣に協議しなければならない。

4 設立委員は、第2項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を前条第1項の規定により指名された所長となるべき者に引き継がなければならない。

第4条 附則第2条第1項「研究所の設立」の規定により指名された所長となるべき者は、前条第4項の事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第5条 研究所は、設立の登記をすることによって成立する。

(経過規定)

第6条 この法律の施行の際現に社会保険研究所という名称を使用している者は、この法律施行後6月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第6条〔名称の使用制限〕の規定は、前項に規定する期間内は、同

項に規定する者は、適用しない。

第7条 研究所の最初の事業年度は、第19条「事業年度」の規定にかかるわらず、その成立の日に始まり、昭和40年3月31日に終わるものとする。

第8条 研究所の最初の事業年度の予算及び事業計画については、第20条〔予算等の認可〕中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「研究所の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)

第9条 登録税法(明治29年法律第27号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(所得税法の一部改正)

第10条 所得税法(昭和22年法律第27号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(法人税法の一部改正)

第11条 法人税法(昭和22年法律第28号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(厚生省設置法の一部改正)

第12条 厚生省設置法(昭和24年法律第151号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(地方税法の一部改正)

第13条 地方税法(昭和25年法律第226号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。(後略)